

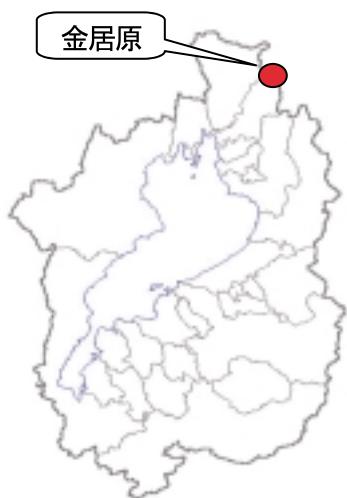
い か ご IKAGO通信

滋賀県湖北地域振興局木之本建設管理部
〒529-0426 滋賀県伊香郡木之本町黒田1234
TEL 0749-82-3881 FAX 0749-82-2654
E-mail ha36150@pref.shiga.lg.jp
URL <http://www.pref.shiga.jp/h/ki-doboku/>

4月1日より「木之本建設管理部」から「木之本土木事務所」に名称変更します

滋賀県では市町合併の進展や、分権時代の県と市町の役割を踏まえ、これまでの地域経営を担ってきた「地域振興局・県事務所」制度を廃止し、行政分野ごとの単独事務所に再編します。これにより「湖北地域振興局 木之本建設管理部」は「木之本土木事務所」に名称を変更します。なお、管轄はこれまでどおり伊香郡4町で、業務内容も変更はありません。引き続きよろしくお願いします。

国道303号 金居原バイパスが全線開通しました



国道303号の金居原バイパスが、平成20年11月14日に全線開通しました。滋賀県と岐阜県を結ぶ、新しい幹線道路の誕生です。

これまで、木之本町金居原から岐阜県揖斐川町坂内川上まで車で60分もかかっていましたが、このバイパスの完成により、わずか12分となりました。また、これまで冬期間は通行止めでしたが、これからは年間を通してご利用いただけます。



開通当日には式典が開かれ、滋賀・岐阜の両県知事をはじめ多くの人々が参加されました。地元の小・中学生と一緒にテープカットを行い、バイパスの開通を祝いました。

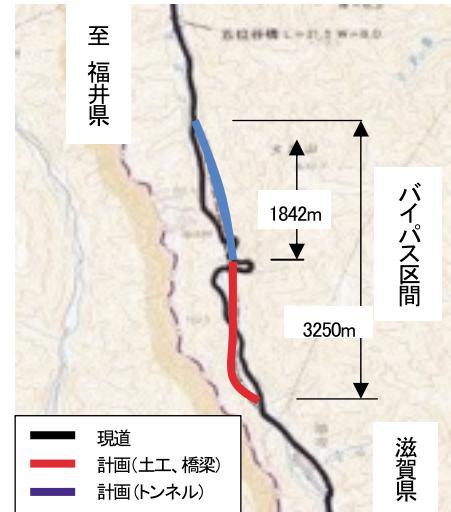


国道365号 余吳町 椿坂峠のバイパス工事が本格化します

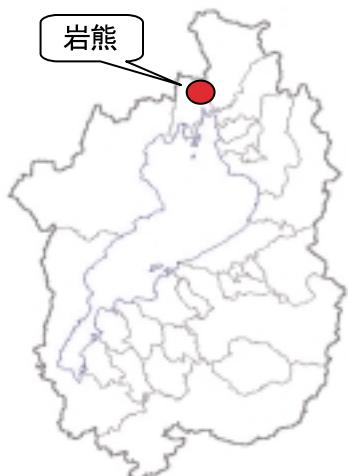


国道365号は、近畿と北陸を結ぶ幹線道路です。しかし余吳町椿坂では、九十九折りの峠道となっており、特に冬期間の難所となっています。そこで約1.8km のトンネルを含む、約3.3km のバイパスをつくりています。

すでにいくつもの工事が動き出し、メインとなるトンネル工事も契約締結しました。全体の完成は平成26年ごろを予定しています。



国道303号 岩熊地先の交差点部の急坂道路を直しています



西浅井町岩熊地先の国道303号と県道葛籠尾崎塩津線との交差点は、8%近い急勾配を有しておりスピードが出やすい上に、小・中学生の通学路でもあることから、緩やかな勾配の安全な交差点となるよう改良工事を進めています。平成18年から、およそ1億6千万円をかけて、1.8mの盛土を行い交差点勾配を2.5%まで緩やかにしています。

多くの車を通しながらの工事ですので、少しづつ盛り上げる工事を何段階にも分けて施工してきましたが、盛土工事は無事に完了しました。

仕上げとなる舗装工事などは、夏頃までに終わる予定です。通行の皆様にはもうしばらくの間、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

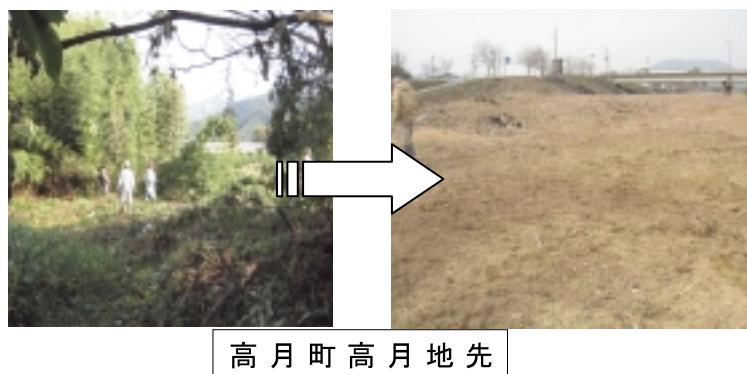


ふるさとの川づくり「地域活動支援事業」について

～地域の川は地域と協働で管理～

高時川で地域の皆さんが実施される河川内の竹木伐採作業やその処理にかかる支援事業を行いました。また、余呉川では地域の皆さんのが河川愛護活動を行い易く、また、河川に親しんでいただけるように階段を設置して、ふるさとの川づくりを進めています。

きれいな川は地域の貴重な財産です。この川をきれいなままで次世代に引き継ぐためにも、河川愛護活動について引き続き伊香地域の皆様のご協力をお願いします。



高月町高月地先

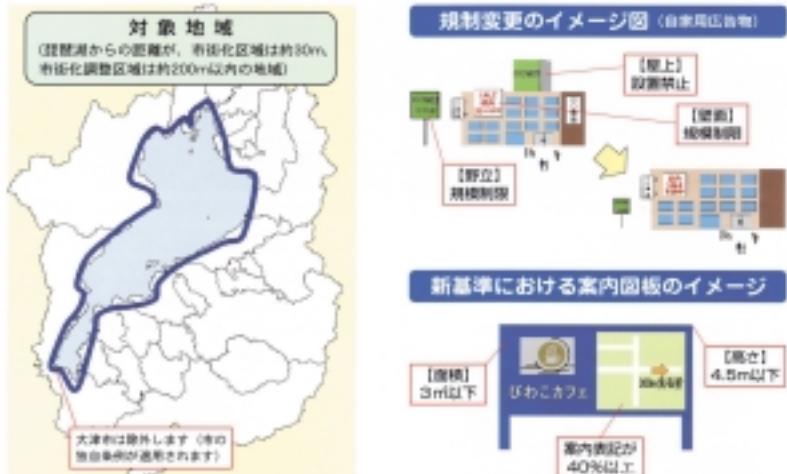


木之本町北布施地先

琵琶湖の周辺における屋外広告物規制が見直されます

琵琶湖を中心とした、ひろがりとつながりのある湖国らしい風景づくりを一層推進するために、平成21年4月1日より滋賀県屋外広告物条例が改正され琵琶湖の周辺に掲出される屋外広告物には新しい基準が適用されます。

(既に滋賀県屋外広告物条例に基づく許可を受けている場合は、経過措置として平成21年4月から3年間は現行のまま掲出し続ける事ができますが、経過期間終了後には新基準に適合するように大きさや高さ等を改修する必要があります。)



屋外広告物許可基準

(1) 自家用広告物(店舗・営業所・工場など自己の敷地に、自己の営業や事業等の内容を表示する広告物)

敷地内の表示面積の合計	<u>15m²以下(※1)</u>
屋上広告物	禁止
壁面広告物	面積の比率:表示する壁面1面の1/4以下
野立広告物	高さ:10m以下かつ幅:4.5m以下(※2)

※1および2:伊香郡4町の琵琶湖周辺では、これらの基準が適用されます。

(2) 案内図板(店舗への誘導目的の非自家用広告物。表示面の40%以上を地図や方向、住所等に用いること)(※3)

面積	3m ² 以下(複数の広告主が共同提出する場合は5m ² 以下)
高さ	地上から4.5m以下
広告物相互間の距離	同一広告主が掲出する場合は500m以上離すこと

※3:自家用広告物にも案内図板に該当しないような、その他一般の非自家用広告物の設置は禁止されます。

「土砂災害警戒情報」で早めの避難を!

「土砂災害警戒情報」をご存じですか?

「土砂災害警戒情報」は平成19年6月より、大雨による土砂災害のおそれがある時に市町長が発令する避難勧告等の判断の支援や住民の皆さんの自主避難の参考となるよう、滋賀県と彦根地方気象台が共同で発表しています。テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて発表していますので、ご存じの方もたくさんおられると思いますが、大雨の際にはテレビ等の報道や各町の防災放送等にご注意下さい。

■土砂災害警戒情報の発表例

滋賀県土砂災害警戒情報 第2号

平成19年7月12日 11時00分
滋賀県 彦根地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】 警戒対象地域を市町単位で記載
大津市 高島市*
*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】 警戒内容を記述
(対象地域拡大)
降り続く大雨のため、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内に、高島市(旧高島町)にも広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では慎重に注意してください。警戒対象市町での今後2時間以内の最大雨量は、多いところで50ミリです。
*警戒対象地域の大津市は、近江西部の地域を対象とします。

【旧市町村名を記載】

雨域、警戒対象地域を表示

問い合わせ先
077-528-4192 (滋賀県砂防課)
0749-22-6141 (彦根地方気象台)

滋賀県(砂防課)から、土砂災害警戒情報とあわせて、詳細な情報をインターネットや携帯電話にて情報提供をしています。ぜひ、ご活用下さい。

インターネットによる情報配信

(<http://www.shiga-bousai.jp/dosya/info/SoiWarningInfo.html>)

携帯電話による情報配信

(<http://www.shiga-bousai.jp/mobile/dosya/SabouMenu.html>)

携帯電話サイトには、2次元バーコード読み取り機能付き携帯電話からもアクセスできます。

こちらの、バーコードもご活用下さい。



さらに開かれた入札制度を目指しています。

滋賀県が発注する工事や工事に係る委託業務では、平成18年度より電子入札システムを導入し、紙入札から電子入札へ、指名競争入札から一般競争入札へ順次範囲を広げています。平成21年4月からは、一部を除く全ての工事や委託業務において、県が参加業者を指名する指名競争入札から一定の条件の基で誰でも参加できる一般競争入札に移行します。また、工事用資材や事務用品などの購入についても、平成20年度に物品電子調達システムを導入し、より透明で開かれた入札制度を目指しています。なお、受注を希望される方は、県への登録が必要となります。

編集後記

昨年の晩秋の巷では、カマキリやハチの巣の高さなどから、もっぱら大雪になりそうとの噂でしたが、暖冬になり道路管理者にとっては大変ありがたい冬でした。先人の長い経験から生まれ、広く言い伝えられてきた雪などの気象を予想する知恵も、温暖化の影響で少しづれが生じ始めているのかもしれません。少し淋しいような気もしますが。

[ご意見・お問い合わせ先]〈滋賀県湖北地域振興局木之本建設管理部〉

- ・電話 TEL : 0749-82-3881
- ・ファックス FAX : 0749-82-2654

電子メール E-mail : ha36150@pref.shiga.lg.jp
〒529-0426 滋賀県伊香郡木之本町黒田1234